兵庫、昭46不13、昭47．9．12

命　　令　　書

申立人　　全国自動車運輸労働組合
食品輸送支部

被申立人　　食品輸送株式会社

主　　文

1　被申立人会社は、申立人組合の組合員６名（Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ａ４、Ａ５、Ａ６）を、西宮車庫から神戸市東灘区深江浜町第４工区所在の被申立人会社阪神営業所の勤務に復帰させなければならない。

2　被申立人会社は、昭和46年７月以降組合員に対する乗車制限、乗車拒否などの差別扱いによって減収となったその差額を、各組合員に支給しなければならない。

3　被申立人会社は、申立人組合の組合員らを非組合員から隔離したり、乗車拒否をして就労させないなどの差別取扱いをしてはならず、かつ、組合員に対して組合からの脱退を強要するなど組合運営に関して支配介入してはならない。

4　被申立人会社は、下記のとおり陳謝文を縦１メートル、横２メートルの白色木板に墨書して、労働委員会の救済命令書写交付の日から30日以内に被申立人会社の本社および阪神営業所の各表入口に、それぞれ１か月間掲示しなければならない。

記

全国自動車運輸労働組合
食品輸送支部殿

食品輸送株式会社

代表取締役　Ｂ１

陳　　謝　　文

当社は、貴組合が結成以来、組合員に対し組合からの脱退工作を行ない、また、組合員を非組合員と差別して輸送出入先の制限、乗車拒否、場所的隔離をしましたことは、明らかに組合員に対する差別待遇であるとともに、組合運営に対する支配介入であり、労働組合法第７条に違反する行為でありますので、深く陳謝するとともに今後かかる不当労働行為は絶対にしないことを誓約いたします。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　被申立人食品輸送株式会社（以下「会社」という。）は、トラック運送事業を営む株式会社で、肩書地に本社を置くほか、阪神、府中、名古屋、福岡に各営業所を有している。

会社の阪神営業所は、本件申立て当時は、株式会社東食の所有する神戸市東灘区住吉浜町の土地（以下第２工区という。）を借用して営業をしていたが、その後株式会社東食が隣接の株式会社須藤に当該土地を売却したため立退きを迫られ、昭和47年１月17日会社所有の神戸市東灘区深江浜町（以下第４工区という。）に移転した。

⑵　申立人労働組合（以下「組合」という。）は、会社の阪神営業所に勤務する従業員27名をもって昭和46年１月31日結成され、同年７月１日に全国自動車運輸労働組合に加入したものであるが、結審当時の組合員は６名である。

２　団体交渉、ストライキの状況について

⑴　組合は、昭和46年１月31日結成後、同年２月15日に組合結成通知書および賃上げ等に関する要求書を会社に提出し、同年４月10日から団体交渉に入ったが、会社は組合が結成されたならその当初において団体交渉のルールを確立しておくことが、労使双方の規律保持のため極めて重要なことであると主張したため、第１回（昭和46年４月10

日）から第５回（同年５月12日）までの団体交渉は、団体交渉ルールについてのみ行なわれ、さらに第７回（同年６月９日）には組合の上部団体に団体交渉を委任することについて会社が反対し、いたずらに回数のみを重ねていた。

⑵　この間、組合は、５月24日以降７月10日までの間第２工区営業所入口にトレーラーを放置してバリケードとし、中にタンクローリー、トレーラー等ほとんどの車を閉じ込めて無期限ストライキを行なった。

そして、この間に、次のような事実があった事が認められる。

ア　会社の車輌の空気が抜かれていた。

イ　自動車のバッテリーがショートしていた。

ウ　キューピー伊丹工場で組合員がビラをまいた。

エ　事務所入口付近に組合員がモビールオイルをまいた。

オ　営業所内に閉じ込めた全車輌の燃料タンクに水が注入されていた。

⑶　会社は、以上のストライキの状況をキューピー株式会社等運輸出入先の会社に報告していた。

３　組合員と非組合員との隔離について

⑴　昭和46年５月24日以降、組合がストライキに入ると、会社は、非組合員および組合脱退者を株式会社キューピー伊丹工場内に移し、同年７月10日の組合のストライキ解除後も、これらを当時の阪神営業所（第２工区）に戻さず、伊丹市内に土地を借用し、車庫、仮営業所を設けて組合員と隔離したまま営業を続けていた。さらに、昭和47年１月17日には営業所を第４工区に移転し、非組合員および組合脱退者を同所に移した。

他方、申立人組合員らについては、昭和46年７月10日のストライキ解除後も第２工区において勤務せしめ、さらに昭和47年１月21日以降は西宮市石刎町（以下西宮車庫という。）に配置転換させ、非組合員、組合脱退者と接触させないままで現在にいたっている。

⑵　この間、昭和46年９月１日所用のため第２工区に来所した非組合員Ｃ１と執行委員長Ａ６との間で暴行事件が発生した。

⑶　第２工区は、敷地は約550坪の広さであるが、前記認定のとおり借地であったため、所有者株式会社東食が昭和46年３月頃株式会社須藤に売却したために使用不可能となったものである。

非組合員および組合脱退者の勤務する第４工区は、敷地約1,000坪あるが、被申立人会社ほか数社が新たに設立した関西タンク・ターミナル株式会社に約600坪程度を提供する予定であり、会社で使用できる敷地は約400坪程度であるが、現在のところ提供しておらず全部使用している。

⑷　組合員が勤務する西宮車庫は、敷地は約150坪で、プレハブの建物が２棟あり、１棟はガードマンが昼夜勤務し、他の１棟には組合員が勤務しているが、自動車は１台も置いておらず、簡易便所はついているものの水道設備の申請もしていないし、電話設置についてもその段取りはしていないので、ともに設備されていない。車庫設置の許可についても消防署へは申請し、陸運局への届出も行なってはいるが、ともに許可されていない。

４　組合脱退工作について

会社の組合員に対する脱退工作は、次のとおりである。

⑴　昭和46年４月27日、組合員Ａ２およびＡ７が東京に出張した際、府中営業所に車を置いて新幹線を利用して帰社するよう言われ東京駅まで行ったところ、会社のＢ２部長がきて食事に誘い、その席上組合に不服を持っている人間が居るだろうから物色し動静を探って報告してくれと言われた。

⑵　同年４月29日、神戸タワーサイドホテルにおいて、組合員Ａ８およびＡ９を会社のＢ２部長が脱退させた。

⑶　同年５月10日か同月14日、組合員Ａ10、Ａ２が名古屋に出張した際、会社の本社営業部の職員Ｂ３（以下Ｂ３という。）が脱退の署名をしてくれないかと勧めた。

⑷　同年５月31日、組合員Ａ11、Ａ７、Ａ10、Ａ12の脱退届を、Ｂ３が組合に送付した。

⑸　同年６月６日、組合員Ａ８に対し、会社Ｂ４重役、Ｂ３が脱退工作を行なった。

⑹　同年６月11日、組合員Ａ13に対し、会社Ｂ４重役、Ｂ５阪神営業所長代理、Ｂ３が

脱退工作を行ない、翌12日A13は脱退した。

⑺　同年６月15日、組合員Ａ８、A13、Ａ９、A14、A15、A16、A17の脱退届をＢ３が組合にあてて発送し、翌16日組合に到着した。

⑻　同年６月25日、組合員Ａ４を組合脱退者Ｃ２が呼び出し、Ｂ３が脱退工作を行なった。

⑼　同年６月27日、組合員Ａ４の兄宅をＢ３、組合脱退者Ａ８、A13、Ａ７が訪れ、Ａ４を組合から脱退させるよう依頼した。

⑽　同年７月１日、組合員A18をＢ３が脱退させた。

⑾　同年７月３日、組合員Ａ５の自宅をＢ３が訪れ組合脱退を勧めた。

⑿　同日、組合員Ａ４の兄宅をＢ３が訪れ脱退工作を行なった。

なお、Ｂ４重役、Ｂ２部長は労働組合結成以降常時来神し、Ｂ３とともに労務管理の一環として組合脱退工作に努めていた。

５　組合員に対する乗車制限、乗車拒否について

⑴　会社の業務は、キューピー株式会社、キューピー倉庫株式会社等を主な輸送出入先として食料品、同原材料等を運輸しているが、キューピー株式会社、キューピー倉庫株式会社への運輸は長距離輸送に属し、他は近距離輸送である。

また、会社の運転手の賃金は基本給、家族手当、通勤手当等固定給のほかに歩合給として点数制度を設けて出張手当を支給しており、この点数は長距離輸送になる程高く、近距離程低くなっている。

⑵　ところで、昭和46年７月10日賃上げほかの協定が成立し、組合が無期限ストライキを解除した後、キューピー株式会社およびキューピー倉庫株式会社から、ストライキ中に自動車の燃料タンクに水が注入されたとか、事務所入口のドアーの把手に人糞が塗りつけられていたことは、純正食料品の製造販売を行なっている当社への出入は到底許しがたいとして、組合員の運転する車の出入を禁止してきた。

会社は、禁止を解除するよう前記会社に依頼したが拒否され、組合員Ａ１の運転する車を東京の府中に所在するキューピー工場に配車したが、会社の本社を通じて拒否

してきた。

このような事情により、会社は組合員に対し、キューピー関係への配車をしなかったため、組合員は近距離の日魯漁業、日清製油等への運輸のみに従事したため、出張手当が減少した事実が認められる。

⑶ 会社は、昭和47年１月21日組合員を西宮車庫に配置転換してから以降は、従来の乗務実績からみた出張手当を出勤１日につき18点（１点＝107円50銭）1,935円を組合との協定で支給したまま、組合員には一度も配車していない。

しかしながら、阪神営業所では、タンクローリー車18台、冷凍車２台、トラクター１台計21合の車輛のうち、運転手が不足して10台程度しか稼働していない。

第２ 判断

以下、会社の行なった行為について判断する。

１ 組合員と非組合員との隔離について

会社は、昭和46年５月24日以降隔離したのは、非組合員は組合を脱退した者であるため、両者の間に感情的なしこりが残り、執行委員長Ａ６と非組合員Ｃ１との間の暴行事件にみられるように、何かことにふれて衝突を起す恐れがあり、起さぬにしても感情上のもつれは日常業務に影響を与え、ひいては業務運営上の事故につながることも考えてというが、組合員と非組合員とのトラブルはＡ６とＣ１間の個人的な争い１件のみであり組合員、非組合員という組織的な争いは発生しておらず、また会社は西宮車庫に移したのもやむを得ない措置であるというが､第４工区は現在も1,000坪全部使用しており、すべての車輛を第４工区に駐車収容させていることからしても会社のとった措置は、前記認定のとおり設備の劣悪な西宮車庫に配置転換して組合員を不利益に扱い、もって組合の弱体化を図り、組合を切り崩そうとする意図のもとに行なわれた支配介入といわざるを得ない。

２ 組合脱退工作について

会社の行なった組合員脱退工作は、前記４で認定したとおりであるが、会社はこれらは主として前阪神営業所長Ｂ６のメモを基本とし、申立人側は同人の証言および同メモ

の援用についてこれを誇張し、拡大して事実を主張しているというが、同メモは、Ｂ６が阪神営業所長当時に所長として記録していたものであって、会社を退職後あるいは組合に依頼されて記憶を遡って作成したものではないので、会社の主張は認めることができない。

ところで、認定事実４のうち⑴から⑺までは本件追加申立て前すでに１年を経過するものであり、これを除外しても、同⑻から⑿までの行為はいづれもＢ３が行なった脱退工作であって、同人は本件争議発生以来、会社Ｂ４重役、Ｂ２部長とともに常時来神し、行動を共にしている事実からみても、同人の行為は、会社に帰責すべきものであり、会社の行なった脱退工作といわなければならない。

３　組合員に対する乗車制限、乗車拒否について

⑴　会社は、組合員に対する乗車制限はやむを得ない措置であるというが、ストライキ中の出来事がすべてキューピー株式会社等に判明していた事実からみて、会社がすべてキューピー株式会社等に通報し、組合員の出入を禁止するよう同社等に意思を通じていたものと言わざるを得ないので、前記１で判断したと同様、組合員の同社等への出入を禁止して出張手当の減少を意図したものと推認せざるを得ない。

⑵　また会社は、昭和47年１月19日以降は一度も乗車させなかったとしても、従来の乗務実績から算定した出張手当を支給しているので何ら不利益を与えていないと主張するが、たとえ出張手当を支給したとしても、運転手は、ハンドルを握って仕事をすることが自然であり、また、労働者としても、自己の労働に対する正当なる対価を得て生活することに生きがいを見出すものであることを思えば、会社が組合員に対して与えた精神的苦痛も大であると言わなければならない。従って会社の組合員に対し乗車を拒否したことは、たとえ金銭的な保障があったとしても、そこに会社の不利益扱いによる組合切り崩しの意思を認めざるを得ない。

以上のとおりであって、組合員と非組合員との隔離、組合脱退工作、組合員に対する乗車制限ひいては乗車拒否は、会社の行なった不利益取扱い、または、支配介入行為であって、労働組合法第７条第１号、第３号に該当する不当労働行為である。

第３　法律上の根拠

以上の次第により、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和47年９月12日

兵庫県地方労働委員会

会長　西　沢　　修